明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第五条第一項中「第十一条の四十六第七項（法第十一条の四十八第二項及び第十一条の五十第二項」を「第十一条の六十五第七項（法第十一条の六十七第二項及び第十一条の六十九第二項」に、「第一条の十第五項」を「第十条第五項」に改め、同項第一号中「第十一条の四十七第一項第二号」を「第十一条の六十六第一項第二号」に改める。

第六条第二項中「第一条の十一第三項」を「第十一条第三項」に改め、同項第二号ニ中「第三十条の九第一項第二号ニ」を「第三十条の十第一項第二号ニ」に改め、同条第四項中「第三十条の九第三項」を「第三十条の十第三項」に改める。

第七条中「第十一条の五ただし書」を「第十一条の九ただし書」に改め、同条第一号中「第十一条の二の三第三号」を「第十一条の四第三号」に改める。

第八条第一項中「第十一条の五ただし書」を「第十一条の九ただし書」に改め、同条第二項中「第十一条の五各号」を「第十一条の九各号」に改める。

第九条中「第十一条の五第一号」を「第十一条の九第一号」に改める。

第十条中「第十一条の五第二号」を「第十一条の九第二号」に改め、同条第一号中「第三十条の八」を「第三十条の九」に改め、同条第三号中「第十一条の五」を「第十一条の九」に改める。

第十一条第一項中「第十一条の七第二項」を「第十一条の十七第二項」に改め、同項第一号リ中「第十一条の十六第一項」を「第十一条の三十五第一項」に改め、同号ヲ中「第十一条の十八第一項」を「第十一条の三十七第一項」に改め、同項第三号ロ中「第十一条の十三」を「第十一条の三十二」に改める。

第十二条中「第十一条の七第三項」を「第十一条の十七第三項」に改める。

第十三条第一項中「第十一条の八第一号」を「第十一条の十八第一号」に改め、同項第二号中「第十一条の十五第一項」を「第十一条の三十四第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の八」を「第十一条の十八」に改める。

第十四条中「第十一条の八第二号」を「第十一条の十八第二号」に改める。

第十五条第一項中「第十一条の九第一項第一号」を「第十一条の十九第一項第一号」に改め、同条第二項中「第二十二条の二十」を「第二十二条の二十八」に改め、同条第三項中「第十一条の九第一項」を「第十一条の十九第一項」に改める。

第十六条中「第十一条の九第一項第四号」を「第十一条の十九第一項第四号」に改め、同条第二号中「いう。」の下に「第二十二条の三から第二十二条の五までを除き、」を加える。

第十七条中「第十一条の九第一項第五号」を「第十一条の十九第一項第五号」に改め、同条第一号中「第三条第三項」を「第二条第三項」に、「第七十九条第一項第一号リ及びルにおいて」を「以下」に改め、「及び第二十三条第一項第二号」を削る。

第十八条中「第十一条の九第二項」を「第十一条の十九第二項」に改める。

第十九条第一項中「第十一条の九第二項」を「第十一条の十九第二項」に改め、同項第一号中「第十一条の三十一第四項」を「第十一条の五十第四項」に改める。

第二十条中「第十一条の九第三項」を「第十一条の十九第三項」に改める。

第二十一条第一項中「第十一条の九第五項」を「第十一条の十九第五項」に改め、同条の次に次の七条を加える。

（情報の提供）

第二十一条の二　法第十一条の二十第一項に規定する農林水産省令で定める特殊の関係のある者は、団体共済（同項に規定する団体共済をいう。以下同じ。）に係る共済契約者から当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者その他これに準ずる者（当該団体共済に係る共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介を行った者を除く。）とする。

2　法第十一条の二十第一項に規定する農林水産省令で定めるときは、一の団体又はその代表者を共済契約者とし、当該団体に所属する者を被共済者とする団体共済に係る共済契約者又は前項に定める者から当該団体共済に係る共済契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合であって、当該団体と当該加入させるための行為の相手方との間に、当該団体共済に係る共済契約に関する利害の関係、当該相手方が当該団体の構成員となるための要件及び当該団体の活動と当該共済契約に係る補償の内容との関係等に照らし、一定の密接な関係があることにより、当該団体から当該加入させるための行為の相手方に対して必要な情報が適切に提供されることが期待できると認められる場合とする。

3　法第十条第一項第十号の事業を行う組合又は共済代理店は、法第十一条の二十第一項の規定により共済契約の内容その他共済契約者等（同項に規定する共済契約者等をいう。以下同じ。）の参考となるべき情報の提供を行う場合には、共済契約者及び被共済者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。

一　共済契約の内容その他共済契約に関する情報のうち次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明（書面に記載すべき事項が電磁的記録に記録されている場合は、当該記録された事項を電子計算機の映像面へ表示したものを用いて行う説明を含む。以下この項において同じ。）及び次に掲げる事項を記載した書面の交付

イ　商品の仕組み

ロ　共済給付に関する事項（共済金等の主な支払事由及び共済金等が支払われない主な場合に関する事項を含む。）

ハ　付加することのできる主な特約に関する事項

ニ　共済期間に関する事項

ホ　共済金額その他の共済契約の引受けに係る条件

ヘ　共済掛金に関する事項

ト　共済掛金の払込みに関する事項

チ　契約者割戻しに関する事項

リ　共済契約の解約及び解約による返戻金に関する事項

ヌ　共済契約の申込みの撤回等（法第十一条の十九第一項に規定する申込みの撤回等をいう。）に関する事項

ル　共済契約者又は被共済者が行うべき告知に関する事項

ヲ　共済責任の開始時期に関する事項

ワ　共済掛金の払込猶予期間に関する事項

カ　共済契約の失効及び失効後の復活に関する事項

ヨ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項

(1)　指定共済事業等紛争解決機関（法第九十二条の九第一項に規定する指定共済事業等紛争解決機関をいう。以下同じ。）が存在する場合　共済契約を締結する組合が法の規定により自己の共済事業等（法第九十二条の六第五項第三号に規定する共済事業等をいう。以下同じ。）に係る手続実施基本契約（法第九十二条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定共済事業等紛争解決機関の商号又は名称

(2)　指定共済事業等紛争解決機関が存在しない場合　共済契約を締結する組合が法の規定により講ずる自己の共済事業等に関する苦情処理措置（法第十一条の三十第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。以下同じ。）及び紛争解決措置（同項第二号に規定する紛争解決措置をいう。以下同じ。）の内容

タ　イからヨまでに掲げる事項のほか、共済契約者又は被共済者が商品の内容を理解するために必要な事項及び共済契約者又は被共済者の注意を喚起すべき事項として共済契約者又は被共済者の参考となるべき事項のうち、特に説明がされるべき事項